

施工計画書の記載事項の簡素化について

業務の効率化の一環として、次のとおり改定し、施工計画書の記載事項の一部省略をできるものとします。(※下線部：改定箇所)

1 対象工事

- (1) 当初請負代金額500万円未満の工事
- (2) 当初請負代金額4,500万円未満の災害復旧工事

2 記載事項

土木工事における記載事項は、「土木工事共通仕様書広島版（最新版）」に準じるものとし、次表のとおり取り扱うものとする。

土木工事以外の工事においては、関係仕様書に準じたうえで土木工事における記載事項と同等に取り扱うものとする。

なお、監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載すること。

記載を省略することができる事項	記載が必要な事項
(4) 指定機械 (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (15) 法定休日・所定休日 (16) その他 (18) 現場環境改善等の実施内容 (19) 安全・訓練の活動計画	(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織票 (5) 主要船舶・機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法 (8) 施工管理計画 (9) 安全管理 (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理 (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (17) 段階確認に関する事項

3 適切な施工の実施について

記載を省略することができる事項は、施工計画書への記載の省略であり、当該事項について各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。

受注者は、実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示しなければならない。

4 適用

一部改定 令和7年6月1日以降に契約する工事から適用とする。